平成２３年（フ）第１０６９号
兵庫県芦屋市高浜町２番２―843号
債務者　本村　眞章
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１００号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番２―611号
債務者　安木　徹志
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８８号
奈良県天理市柳本町2005番地
債務者　嶋﨑　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５７３号
奈良市紀寺町686番地の３　雅101号
債務者　辻内英比子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６２３号
奈良県桜井市朝倉台東４丁目1585番地の28
債務者　小林　志保
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５４３号
愛媛県松山市北藤原町14番地７
債務者　宮本　由加
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５２号
愛媛県伊予郡松前町大字上高柳98番地４
債務者　大西　初美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地７棟16号
債務者　住原　愛美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番３号　イーストＹＭＫ408号
債務者　金只　浩輝
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番３号　イーストＹＭＫ408号
債務者　金只　共美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４号
福岡県宮若市磯光590番地53
債務者　弓削　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１３号
福岡県直方市大字感田2554番地１
債務者　柴田　真吾
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１４号
福岡県直方市殿町６番25号
債務者　古野　彰三
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１５号
福岡県直方市殿町６番25号
債務者　古野　修次
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６号
福岡県直方市大字感田2731番地１
債務者　佐藤　照道
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４１０号
大分市明野北４丁目８番Ｃ―603号
債務者　小林　克弘
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０４号
大分市法勝台１丁目３番１号
債務者　柳澤　直美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０５号
大分市法勝台１丁目３番１号
債務者　柳澤サヨ子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係